



広島県報

定期第24号

付 録

発行者 広 島 県
 発行所 広島県総務企画部
 管理総室文書法制室
 購読料 月額 2,700円

平成十八年 二月分目録

定期 第八号から
 第十五号まで
 号外 第十三号から
 第三十号まで

目次	頁	日号外ページ
〇規 則		
三 広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則	九	二
四 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	二六	二
五 浄化槽法施行細則の一部を改正する規則	二	二
〇訓 令		
二 職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令	三	二
三 広島県決裁規程の一部を改正する訓令	二	二
〇告 示		
九 許可をすべき皆伐面積の限度	一	一
一〇〇 市町村の合併の特例に関する法律に基づく従前特例適用選挙区に係る人口	一三	一
一〇一 新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更	二	一
一〇二 換地計画に伴う字の区域の変更	三	一
一〇三 "	四	一
一〇四 保安林の指定の解除	五	一
一〇五 "	五	一
一〇六 保安林予定森林	五	一
一〇七 "	五	一
一〇八 "	五	一
一〇九 道路の区域変更	六	一
一一〇 平成十六年広島県告示第七百八十七号（港湾法の規定による広島圏都市計画広島臨港地区内における分区の指定）の一部を改正する告示	六	一
一一一 一部事務組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止	六	一
一一二 生活保護法の規定による介護機関の指定	六	一
一一三 生活保護法の規定による指定介護機関の廃止	六	一
一一四 解除予定保安林	六	一
一一五 公共測量の実施	六	一
二六 公共測量の終了		
二七 生活保護法の規定による医療機関の指定	九	二
二八 生活保護法の規定による施術者の指定	九	二
二九 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止	九	二
三〇 生活保護法の規定による指定医療機関の休止	九	二
三一 漁業災害補償法に基づく加入区の設定	九	二
三二 換地計画に伴う字の区域の変更	九	二
三三 土地収用法の規定による事業の認定	九	二
三四 公有水面埋立ての埋立地の用途の変更の許可	九	二
三五 公有水面埋立ての竣功の認可	九	二
三六 国土調査の成果の認証（市町村）	九	二
三七 "	九	二
三八 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	一三	二
三九 平成五年広島県告示第三百八十八号（大規模行為届出対象地域の指定）の一部を改正する告示	一三	二
四〇 生活保護法の規定による施術者の指定	一三	二
四一 生活保護法の規定による指定施術者の廃止	一三	二
四二 道路の区域変更	一三	二
四三 道路の供用開始	一三	二
四四 "	一三	二
四五 定例県議会の招集	一四	二
四六 収納代理金融機関の合併	一四	二
四七 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	一四	二
四八 結核予防法の規定による医療機関の指定	一四	二
四九 結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退	一四	二
五〇 貸金業の規制等に関する法律の規定による行政処分	一四	二
五一 保安林予定森林に関する旨の通知	一四	二
五二 都市計画の変更	一四	二
五三 都市計画事業の事業計画の変更の認可	一四	二
二〇 公共測量の終了		
二一 生活保護法の規定による医療機関の指定	九	二
二二 生活保護法の規定による施術者の指定	九	二
二三 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止	九	二
二四 生活保護法の規定による指定医療機関の休止	九	二
二五 漁業災害補償法に基づく加入区の設定	九	二
二六 換地計画に伴う字の区域の変更	九	二
二七 土地収用法の規定による事業の認定	九	二
二八 公有水面埋立ての埋立地の用途の変更の許可	九	二
二九 公有水面埋立ての竣功の認可	九	二
三〇 国土調査の成果の認証（市町村）	九	二
三一 "	九	二
三二 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	一三	二
三三 平成五年広島県告示第三百八十八号（大規模行為届出対象地域の指定）の一部を改正する告示	一三	二
三四 生活保護法の規定による施術者の指定	一三	二
三五 生活保護法の規定による指定施術者の廃止	一三	二
三六 道路の区域変更	一三	二
三七 道路の供用開始	一三	二
三八 "	一三	二
三九 定例県議会の招集	一四	二
四〇 収納代理金融機関の合併	一四	二
四一 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	一四	二
四二 結核予防法の規定による医療機関の指定	一四	二
四三 結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退	一四	二
四四 貸金業の規制等に関する法律の規定による行政処分	一四	二
四五 保安林予定森林に関する旨の通知	一四	二
四六 都市計画の変更	一四	二
四七 都市計画事業の事業計画の変更の認可	一四	二

一四	公有水面埋立ての竣功の認可	三	23	一
一五	漁業災害補償法の規定による漁獲共済義務加入申込みに対する同意	三		
一六	解除予定保安林にする旨の通知	三		
一七	道路の区域変更	三		
一八	道路の供用開始	三		
一九	宅地建物取引業法の規定による聴聞	三		
二〇	行政手続法の規定による聴聞	三		
二一	地籍調査に伴う字の区域の変更	三	24	
二二	昭和三十二年広島県告示第七百二十三号(民生委員の定数)の一部を改正する告示	三		
二三	昭和三十二年広島県告示第九十七号(民生委員協議会の区域)の一部を改正する告示	三		
二四	公の施設の指定管理者の名称の変更の届出	三		
二五	換地計画に伴う字の区域の変更	三		
二六	保安林予定森林にする旨の通知	三		
二七	指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知	三		
二八	基本測量の終了	三		
二九	広島県と世羅郡世羅町との間における広島県立せらぎ公園管理事務の事務委託に関する規約	三		
三〇	昭和四十八年広島県告示第七十一号(騒音の規制に関する定め)の一部を改正する告示	三		
三一	昭和五十三年広島県告示第五十八号(振動の規制に関する定め)の一部を改正する告示	三		
三二	昭和四十七年広島県告示第五十八号(動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定)の一部を改正する告示	三		
三三	生活保護法の規定による医療機関の指定	三		
三四	生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更	三		

一五	生活保護法の規定による指定医療機関の廃止	三		
一六	保安林予定森林にする旨の通知	三		
一七	〃	三		
一八	〃	三		
一九	〃	三		
二〇	公共測量の実施	三		
二一	道路の区域変更	三		
二二	道路の供用開始	三		
二三	急傾斜地崩壊危険区域の指定	三		
二四	昭和三十五年広島県告示第六百二十八号(宮島公園の設置)の一部を改正する告示	三		
二五	都市計画事業の事業計画の変更の認可	三		
二六	〃	三		
二七	〃	三		
二八	広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示	三		
二九	公有水面の埋立ての竣功の認可	三		
三〇	訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	三	28	
三一	訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	三		
三二	通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	三		
三三	短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	三		
三四	認知症対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	三		
三五	特定施設入所者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	三		
三六	福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定	三		
三七	指定居宅介護支援事業者の指定	三		
三八	〃	三		
三九	〃	三		
四〇	〃	三		
四一	〃	三		
四二	〃	三		
四三	〃	三		
四四	〃	三		
四五	〃	三		
四六	〃	三		
四七	〃	三		
四八	〃	三		
四九	〃	三		
五〇	〃	三		
五一	〃	三		
五二	〃	三		
五三	〃	三		
五四	〃	三		
五五	〃	三		
五六	〃	三		
五七	〃	三		
五八	〃	三		
五九	〃	三		
六〇	〃	三		
六一	〃	三		
六二	〃	三		
六三	〃	三		
六四	〃	三		
六五	〃	三		
六六	〃	三		
六七	〃	三		
六八	〃	三		
六九	〃	三		
七〇	〃	三		
七一	〃	三		
七二	〃	三		
七三	〃	三		
七四	〃	三		
七五	〃	三		
七六	〃	三		
七七	〃	三		
七八	〃	三		
七九	〃	三		
八〇	〃	三		
八一	〃	三		
八二	〃	三		
八三	〃	三		
八四	〃	三		
八五	〃	三		
八六	〃	三		
八七	〃	三		
八八	〃	三		
八九	〃	三		
九〇	〃	三		
九一	〃	三		
九二	〃	三		
九三	〃	三		
九四	〃	三		
九五	〃	三		
九六	〃	三		
九七	〃	三		
九八	〃	三		
九九	〃	三		
一〇〇	〃	三		

五	〇 教育委員会教育長公告 耕三寺博物館に係る博物館登録原簿の登録の変更	七	〇 選挙管理委員会告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定 個人演説会等を開催することができる施設についての変更 個人演説会等を開催することができる施設 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	九	〇 公安委員会告示 遊技機の型式の検定の告示
四	平成十七年度から平成十九年度における広島県立図書館窓口サービス業務委託契約の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等	六	〇 人事委員会規則 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	二	〇 公安委員会告示 福山市と深安郡神辺町の合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則
三	〇 警察本部公告 教習指導員審査(普通)の実施	一	〇 選挙管理委員会告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定 個人演説会等を開催することができる施設についての変更 個人演説会等を開催することができる施設 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	二	〇 公安委員会告示 遊技機の型式の検定の告示
二	〇 警察本部公告 教習指導員審査(普通)の実施	〇 選挙管理委員会告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定 個人演説会等を開催することができる施設についての変更 個人演説会等を開催することができる施設 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	〇 人事委員会規則 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	〇 公安委員会告示 福山市と深安郡神辺町の合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則	〇 公安委員会告示 遊技機の型式の検定の告示
一	〇 警察本部公告 教習指導員審査(普通)の実施	〇 選挙管理委員会告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定 個人演説会等を開催することができる施設についての変更 個人演説会等を開催することができる施設 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	〇 人事委員会規則 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	〇 公安委員会告示 福山市と深安郡神辺町の合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則	〇 公安委員会告示 遊技機の型式の検定の告示

〇	〇 警察本部公告 教習指導員審査(普通)の実施	〇	〇 内水面漁場管理委員会告示 漁業法の規定による公聴会の開催	〇	〇 正誤 平成十八年二月九日付け広島県報(定期)第十号中広島県告示第百二十一号の訂正
〇	〇 警察本部公告 教習指導員審査(普通)の実施	〇	〇 内水面漁場管理委員会告示 漁業法の規定による公聴会の開催	〇	〇 正誤 平成十八年二月九日付け広島県報(定期)第十号中広島県告示第百二十一号の訂正
〇	〇 警察本部公告 教習指導員審査(普通)の実施	〇	〇 内水面漁場管理委員会告示 漁業法の規定による公聴会の開催	〇	〇 正誤 平成十八年二月九日付け広島県報(定期)第十号中広島県告示第百二十一号の訂正
〇	〇 警察本部公告 教習指導員審査(普通)の実施	〇	〇 内水面漁場管理委員会告示 漁業法の規定による公聴会の開催	〇	〇 正誤 平成十八年二月九日付け広島県報(定期)第十号中広島県告示第百二十一号の訂正
〇	〇 警察本部公告 教習指導員審査(普通)の実施	〇	〇 内水面漁場管理委員会告示 漁業法の規定による公聴会の開催	〇	〇 正誤 平成十八年二月九日付け広島県報(定期)第十号中広島県告示第百二十一号の訂正